



市場区分の見直しに関する フォローアップ会議 第六回 東証参考資料

Exchange & beyond

株式会社東京証券取引所 上場部

2023年1月10日

① 経過措置の終了時期

● 2025年3月（移行後3年）が妥当

- ※ 経過措置を3年としたうえで1年間の改善期間を設ける意見と、改善期間を含めて3年とする意見の両論あり
- 経過措置をいつまでも残すことは新陳代謝の促進を阻む一方、取組の成果が出るには一定の時間が必要
- 経営計画の達成に必要とされる一般的なリードタイムや意見募集における投資家の意見、市場評価を踏まえると3年

② 終了時期を超える計画を開示している会社の取扱い

● 一律で終了（例外なし）とすべき

- 投資家の分かりやすさを考慮し、できる限りシンプルかつクリアな設計・運用とすべき
- 東証が起点となるルール変更は通常もあるものであって、過去に縛られる必要はない

● 例外を設けるべき

- すでに開示された計画について、新たなルールを遡及適用して認めないとすることはできない
- 取組に着実な進捗が見られる会社があることを考慮すべき

（取扱いに関する具体的な意見）

- 猶予を設ける場合であっても、投資家の分かりやすさを考慮し、シンプルな規定にすべき
- 適合に向けた進捗を評価すべく、基準を徐々に引き上げるべき
- 最長で（おおよその企業をカバーできる）2027年3月（移行後5年）まで猶予しつつ、企業名、未達内容、計画期限を公表し、いわゆるネーム・アンド・シェイムのような方法で、早期の達成を促すべき

③ 終了時期を超える計画の開示

● 終了時期の公表後は認めるべきでない

※ 取扱いの具体案を公表した時から認めるべきでないという意見や、改正規則施行日以降は認めるべきでないというご意見

④ 経過措置の終了時期までの計画期間の延長

● 制限を設ける必要はない

➤ 安易な計画期間の延長は株価にネガティブに働く可能性があり、市場の評価に委ねればよい

⑤ 市場区分ごとに異なる取扱いとする必要性

● 原則として異なる取扱いとする必要はない

➤ 仮に②で段階的に基準を引き上げる場合には、引上げのスピードで差をつけることも一案

※ 基準に適合していない項目数や、基準ごとに取扱いを検討することは考えられるとの意見も

⑥ 市場区分の変更に関する制度的な対応

● 独立した市場区分というコンセプトを踏まえれば、市場区分の変更に関して、審査手続をなくすことは適切でない

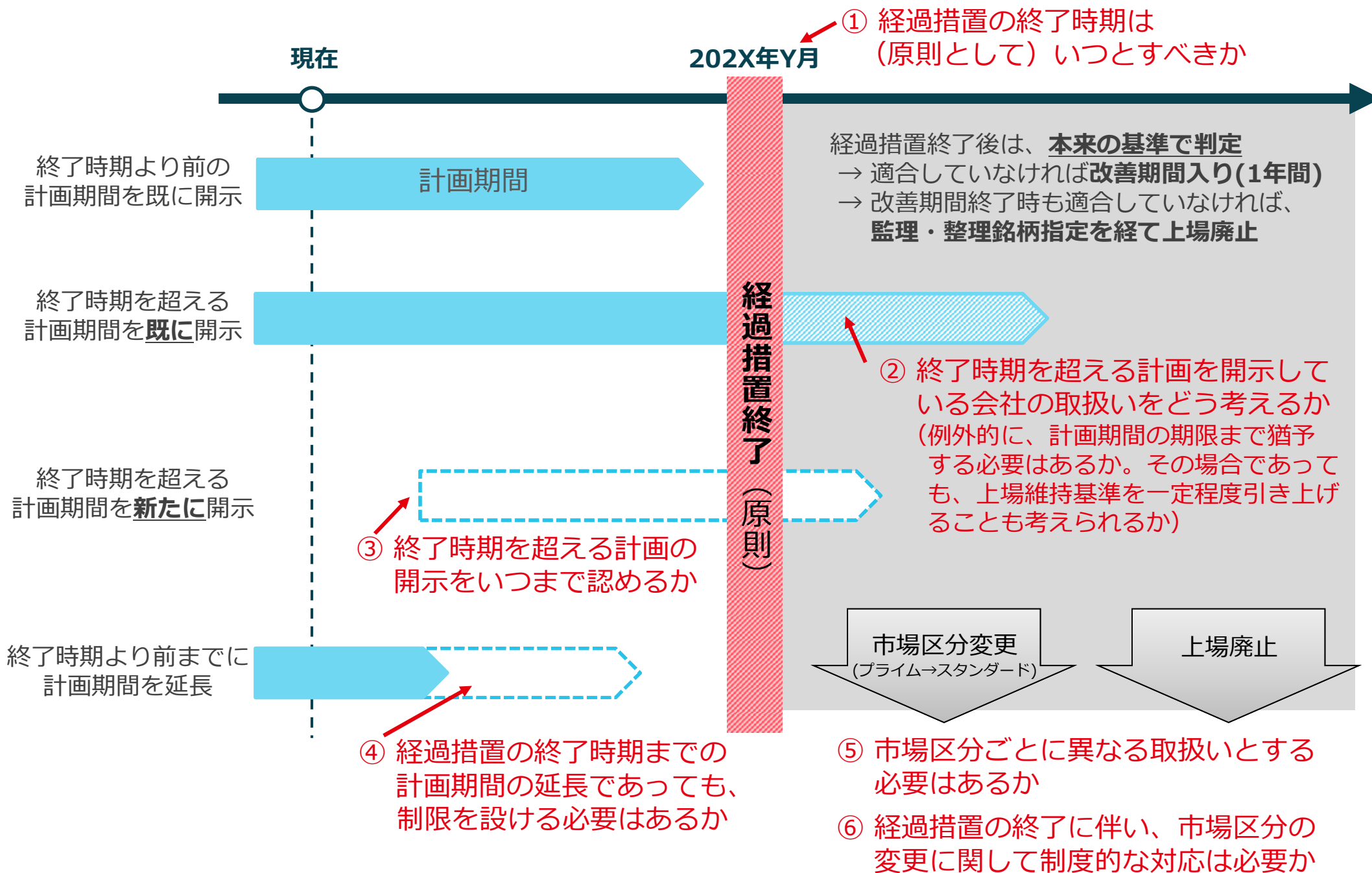
● 一方で、東証や証券会社の実務負荷にも配慮し、早期の対応を促すことや、必要があれば制度的な対応を設けることも考えられる

※ 意見募集では、各社の計画期間より短い期限で経過措置を終了する場合には、市場選択の前提が変わることになるため、あらためて市場選択期間を設けるべきとの意見も寄せられた

その他

● 上場廃止となる銘柄の換金機会の確保については、監理銘柄・整理銘柄の枠組みを活用することが現実的であり、指定期間を6か月間に延長することでよい

経過措置の取扱いに関する論点のイメージ（再掲）



上場維持基準に適合していない会社の状況（更新）

● 上場維持基準に適合しておらず、適合に向けた計画を開示している会社は**510社**（12月末時点）

※ 適合計画を開示した計598社のうち、76社が基準に適合（22社が移行後の判定で適合を確認、54社が自社試算ベースで適合した旨を公表）、12社が非公開化に伴い取り下げ。新市場移行後に新たに基準に適合せず計画を開示した会社は41社。

● 計画期間の終了時期は、**新市場区分移行後2～4年に集中しており、94%が5年以内**

基準ごとの適合していない会社数

プライム市場

注：2022年12月末時点

流通株式時価総額（100億円以上）	：	227社
流通株式比率（35%以上）	：	38社
売買代金（0.2億円以上/日）	：	77社
合計（重複除く）	：	269社

注：別途、8社が移行後の判定で適合確認、33社が自社試算ベースで適合した旨を公表

スタンダード市場

流通株式時価総額（10億円以上）	：	136社
流通株式比率（25%以上）	：	73社
株主数（400人以上）	：	11社
合計（重複除く）	：	200社

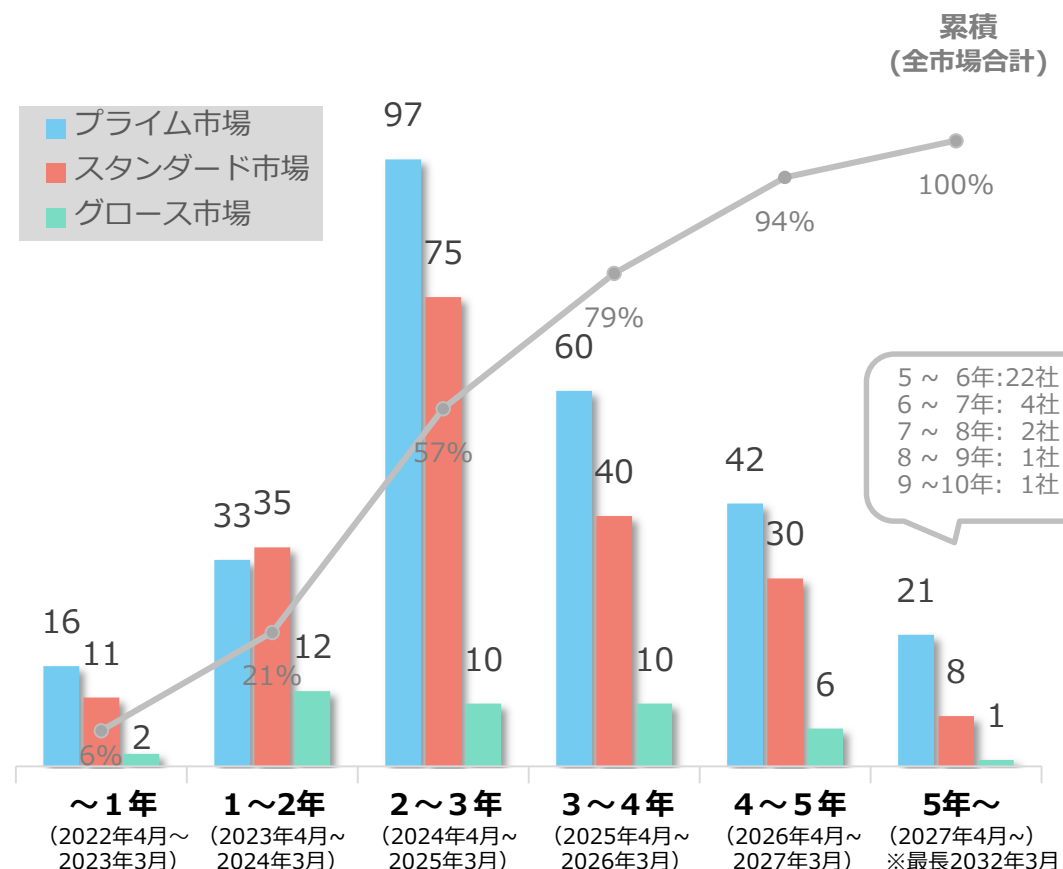
注：別途、8社が移行後の判定で適合確認、16社が自社試算ベースで適合した旨を公表

グロース市場

流通株式時価総額（5億円以上）	：	5社
流通株式比率（25%以上）	：	21社
時価総額（10年経過後40億円以上）	：	17社
合計（重複除く）	：	41社

注：別途、6社が移行後の判定で適合確認、5社が自社試算ベースで適合した旨を公表

計画期間の終了時期の分布

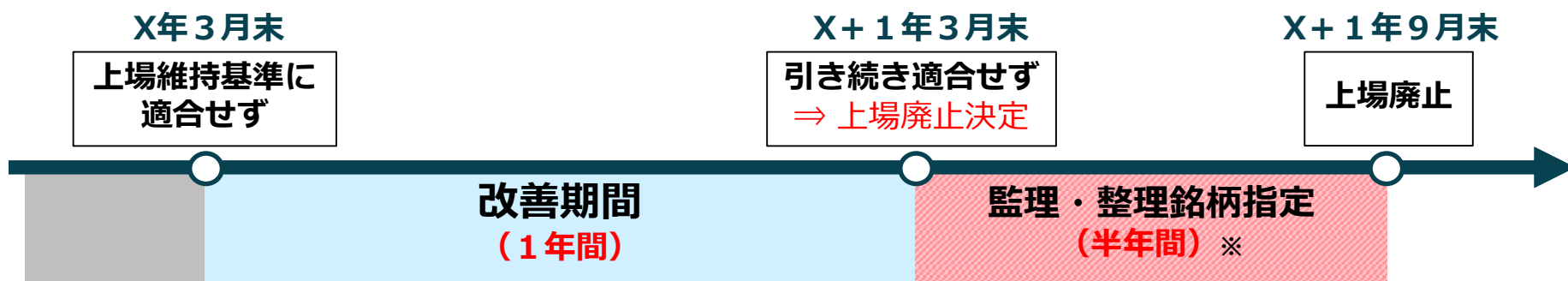


注：計画期間は新市場区分移行日からの期間。複数の基準に適合していない場合、最長の計画期間を採用

- 基準日時点で上場維持基準に適合していない場合は、原則1年間の改善期間入り
- 改善期間中(次の基準日まで)に基準に適合しなかった場合は、上場廃止決定
 - 半年間の監理銘柄・整理銘柄指定期間を経て、上場廃止とする想定

※ 既存株主の換金機会確保のため、上場廃止決定後の整理銘柄指定期間（現行制度では上場廃止の決定から1か月間）を延長

上場廃止までの流れ（3月末が基準日の企業の例）



- ※ 改善期間終了後、監理銘柄へ指定
- ※ 上場会社から提出される分布状況表（期末から2か月以内に提出）で基準に適合していないことを確認次第、上場廃止を決定し、整理銘柄へ指定